

マイナンバー提示のお願い

平成28年1月1日からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が実施されることにより、社会保障の手続などで各種申請書等にマイナンバー（個人番号）を記載することが義務づけられます。

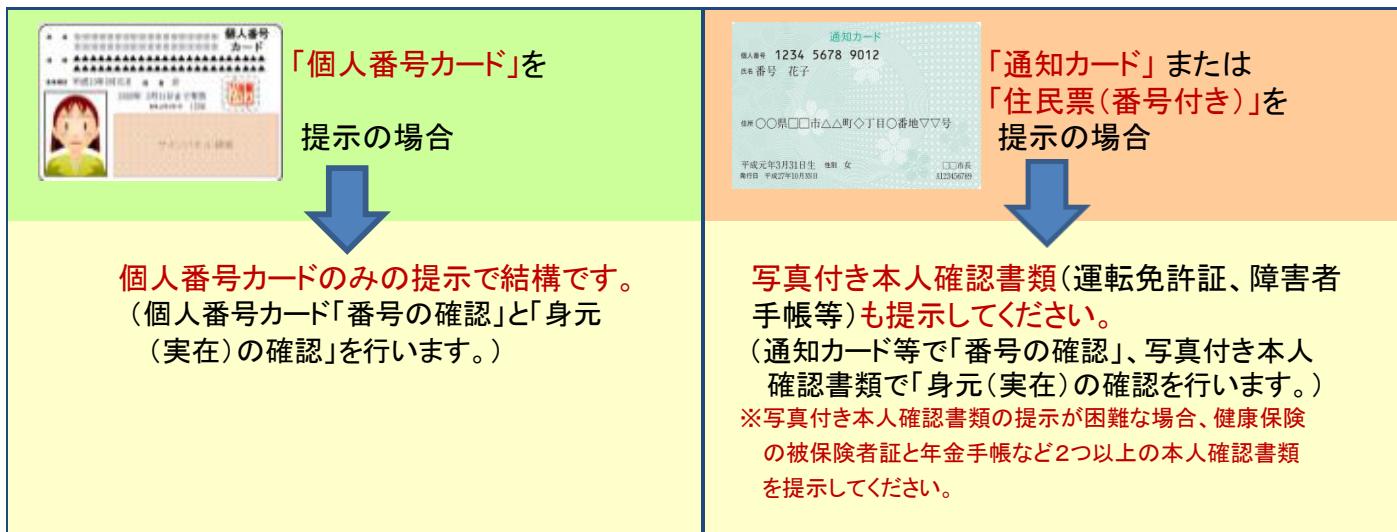
つきましては、下記のお手続きの際はマイナンバー等の提示が必要となりますのでご協力くださいますようお願いいたします。

マイナンバー … 社会保障・税番号制度における個人番号。平成27年10月から住民票を有する全ての方に通知される12桁の番号。

提示が必要なお手続き

- 国民健康保険に関するお手続き
- 後期高齢者医療に関するお手続き
- 弘前市国民健康保険条例に関するお手続き

マイナンバーを提示していただく際、本人確認として、「番号の確認」と「身元（実在）の確認」の2つの確認が必要となります。



- お手続きによって、本人以外に世帯構成員の方のマイナンバーを提示していただく場合があります。
- 本人以外の方（法定代理人も含む）がお手続きされる場合は、裏面をご覧ください。
- 法令等の改正により、記載内容に変更が生じる場合があります。予めご了承ください。

本人以外の方（法定代理人も含む）がお手続される場合

法定代理人…親権者（ご本人が20歳未満の場合のみ）、未成年後見人、成年後見人

※上記の法定代理人以外の代理人は、すべて任意代理人となります。

代理権の確認

- ①法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- ②任意代理人の場合は、委任状
- ③上記①②が困難な場合は、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等(コピー不可)



代理人の身元(実存)の確認

- ①代理人の個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護(療育)手帳、他
- ②健康保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、その他官公署から発行・発給された書類であって氏名、生年月日又は住所が記載されているものを2つ以上



本人の番号確認

- ①本人の個人番号カード又はその写し
- ②本人の通知カード又はその写し
- ③本人の個人番号が記載された住民票の写し(コピー不可)

※法定代理人（親権者を除く）および任意代理人が、本人に代わって申請を行う際は、**代理権の確認**と**本人確認**が必要となります。

※本人以外の方が窓口に申請書を持参した場合（**使者の場合**）、当該使者の方の本人確認は必要ありません。ただし、申請書の作成にある程度関与するなど、意思決定に関与しているのであれば、使者ではなく任意代理人に当たると判断することがあります。

※施設職員の方も、任意代理人または使者になります。

【お問い合わせ先】

- 「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度について
『マイナンバー総合フリーダイヤル』
電話 0120-95-0178
- 「通知カード」が届いていない場合や「個人番号カード」の交付について
弘前市 市民文化スポーツ部 市民課
電話 0172-35-1111 (内線347、397)
- 「国民健康保険」、「後期高齢者医療」について
弘前市 健康福祉部 国保年金課 国保保険料係（窓口158）
後期高齢者医療係（窓口156）
電話 0172-35-1111 内線207、210、350、541（国保保険料係）
内線208、493（後期高齢者医療係）